

住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ

1 修理見積書の作成

申込者の希望する修理箇所について、打ち合わせの上、住宅応急修理見積書(様式第2号)を作成してください。また、施工前の写真を添付する必要がありますので、忘れずに撮影願います。

「工事名称」欄は、次のいずれで記入してもかまいません。

- (1) 工事種別単位(仮設工事、木工事、屋根工事、衛生設備工事等)
- (2) 各工事単位(玄関庇修繕、外壁修繕、開口部修繕、養生、板金工事等)
- (3) 各材料単位(杉板〇ミリ×〇ミリ、合板〇ミリ厚、筋交〇ミリ×〇ミリ等)

2 応急修理の内容

対象となる工事は次のとおりです。

- (1) 屋根・柱・床・外壁・基礎等
- (2) ドア・窓等の外部に面する開口部
- (3) 上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- (4) 衛生設備

原則として、内装は対象外です。(間仕切壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)

ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修とあわせて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。

限度額は52万円です。修理見積書に対象となる工事以外の工事が含まれる場合や見積書の合計額が限度額を超える場合は、受付できませんのでご注意ください。

3 修理見積書の提出

修理見積書は、2部作成してください。作成後、申込者に修理箇所や費用など、見積り内容をよく説明した上で、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。

修理見積書は、2部を町の建設課建築係に提出願います。町は、提出された修理見積書を審査し、修理依頼書を交付します。また、申込者に対し、修理見積書を1部添付し、応急修理決定通知書を交付します。

4 応急修理の実施

修理依頼書の交付を受けた後は、その旨を申込者へ連絡の上、工事を進めてください。

※ 完了報告時には、施工前、施工中、施工後の写真が必要となりますので、忘れずに撮影願います。

5 工事完了後の手続き

工事完了後、工事業者は速やかに工事完了報告書(様式第5号)を町の建設課建築係に提出し、応急修理に要した費用を請求します。町では、審査を行った上で工事業者に費用を支払います。

様式の電子データは、町のホームページからダウンロードできます。

アドレス <http://www.naraha.net/>

【問い合わせ先】 榎葉町いわき出張所 建設課建築係 電話0246-38-6994